

「議案第2号 平成31年度千代田区一般会計予算」に対する附帯決議

区は、平成31年度千代田区一般会計予算の執行にあたり、下記のことを十分取り組むことを強く求める。

記

- 1 文化財保護行政において、文化財の保存と活用の双方が共に重要な柱であり、文化財の次世代への継承という目的を達成する上で不可欠である。区は、文化財に係る施策を推進するに当たっては、文化財の収集と保存の方針を定め、区内の「文化財総合調査」を計画的に実施し、現状の文化財台帳等の再整理を行うとともに、保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、区議会に適宜適切に報告し実施すること。
- 2 文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する学芸員等の配置が重要であることを踏まえ、区はより積極的な取組を行うこと。また、「教育と文化のまち千代田区宣言」を踏まえ、収蔵庫付設の博物館法に基づく施設整備のため財源を確保し整備していくこと。
- 3 文化財を後世に伝えるために区は、文化財の保護・保存のため十分な財源を確保するとともに、その支援を国に求めること。また、文化財の修理についても財源を確保するとともに、国へ必要な予算を安定的に確保するよう求め、計画的な修理の実施が行われるよう努めること。
- 4 区は、文化財の本質的な価値が毀損されないよう十分に留意し、文化財保護審議会の役割の明確化及び機能強化を図るとともに、その中立性を担保すること。

以上、決議する。

平成31年3月13日

千代田区議会